記 者 発	表 • 資 料	提供
月日 曜日	担当課名	TEL
3月17日(金)	薬務課	088-621-2233
	血液・麻薬担当	

## 指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

#### 1 概 要

県では、危険ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、県内等で流通・販売される製品を購入し、成分検査を行っています。

今般、インターネットで販売されている製品について、買い上げ調査を実施したところ、2製品から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器法」という。)第2条第15号に規定する「指定薬物」が検出されました。

2 違反製品概要(詳細は裏面のとおり)

1	製品名	sample-6 ブルーアイスプラス			
	性 状	粉末			
	検出成分	1- (4-フルオロフェニル) -2- (ピロリジン-1-イ			
		ル)ペンタンー1ーオン (通称:4-Fluoro-α-PVP)			
2	製品名	sample-9 ハイテンション			
	性 状	粉末			
	検出成分	① 1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1			
		ーイル)ペンタンー1ーオン (通称:4-Fluoro-α-PVP)			
		② 2- (エチルアミノ) -1- (4-メチルフェニル) ペ			
		ンタンー 1 -オン			
		(通称: 4-Methyl- $\alpha$ -ethylaminopentiophenone)			

#### 3 違反内容

医薬品医療機器法第76条の4違反

## 4 県の対応

- ・製品の発送元を所管する自治体に通報しました。
- ・徳島県のホームページ及びfacebook(徳島県危険ドラッグ110番)に製品名等を掲載し、 摂取による危険性等を県民に周知します。

ホームへ°ーシ゛: http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014102300157/facebook: https://www.facebook.com/tokushima.kikendrug/timeline

・今後も試買調査等を通じて成分検査、指導取締りを行い、違反品の早期発見及び流 通防止に努めます。

## く県民の皆様へ>

当該製品は指定薬物を含有しており、所持、購入、譲受け、使用することは医薬品医療機器法により、禁止されています。万が一、当該製品をお持ちの方は、 直ちに薬務課に申し出て、指示に従ってください。

また、当該製品の使用により、めまい、嘔吐、錯乱、衝動行動等の有害作用を発症することや、死に至ることもありますので、直ちに使用を中止して、健康被害が疑われる場合には医療機関を受診してください。

県民の皆様におかれましては、危険ドラッグに絶対にかかわらないでください。

# 指定薬物が検出された製品

	製品名	製造(輸入)者	販売店名及び所在地	検出された指定薬物	写 真
1	sample−6 ブルーアイスプラス	不 明	名 称 : AROMA-MARKET 所在地: 不明 (発送元: 東京都)	4-Fluoro-α-PVP (平成26年1月12日指定)	
2	sample−9 ハイテンション	不 明	名 称:AROMA-MARKET 所在地:不明 (発送元:東京都)	4-Fluoro-α-PVP (平成26年1月12日指定) 4-Methyl-α- ethylaminopentiophenone (平成26年1月12日指定)	